

禁煙推進キャラクター「すわんけん・すわんぬ」着ぐるみを貸し出します

一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラムは、科学的なデータに基づいたタバコ情報の提供、未成年者の喫煙防止等を目的とした社会的な活動を行っています。会員は、医療関係者、教育関係者などです。

当会では、禁煙推進キャラクター「すわんけん」を作成し、さらに着ぐるみを作成しました。着ぐるみは、貸し出し要項への同意とお申込みをいただければ、法人や会社、団体等において、禁煙推進のための活動等で、無償でご利用いただけます。但し、着ぐるみの運送やクリーニング費用については実費をご負担いただきます。

着ぐるみの貸し出しをご希望の方は、貸し出し要項をご覧の上、以下の申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、メールでお申し込みください。

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/appeal/swankenkig.docx>

【申し込み先】一般社団法人くまもと禁煙推進フォーラム 担当：高野義久

メール kumamototff@gmail.com

ファックス 0965-32-2729

着ぐるみ



すわんけん



すわんぬ

禁煙推進キャラクター「すわんけん」・「すわんぬ」 着ぐるみ貸出要領

第1条（目的）

この要領は、禁煙推進キャラクター「すわんけん」・「すわんぬ」が、禁煙を推進するキャラクターとして活動するにあたり、くまもと禁煙推進フォーラムが所有する「すわんけん」・「すわんぬ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

第2条（対象行事）

貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

①禁煙推進に関する行事、②講演会、③防煙授業等。

第3条（使用の承諾）

1. 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、予め「すわんけん」・「すわんぬ」着ぐるみ借受申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、借受けを希望する団体の概要及び行事の概要が分かる資料を添えて、くまもと禁煙推進フォーラムに提出し、その承諾を得なければならない。
2. 前項に掲げる者が、当該行事の告知に「すわんけん」・「すわんぬ」のデザインを使用しようとする場合には、借受申請書にその旨記入の上、告知用資料のデザイン案を添えて、提出すること。
3. 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。
 - （1）借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - （2）禁煙や受動喫煙防止などの正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - （3）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - （4）「すわんけん」・「すわんぬ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - （5）その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
4. 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

第4条（貸出方法）

1. 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。
2. やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

第5条（貸出期間）

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

第6条（貸出料等）

着ぐるみの使用そのものに対して料金は請求しない。

着ぐるみ運送、搬送時の費用、使用後のクリーニング代及び修繕費は借受者負担とする。

※ホワイト急便（平成27年11月現在の値段です）：1回1体 3,278円 2体 6,557円

第7条（遵守事項）

借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承諾された行事のみに使用すること。
- （2）着ぐるみ及び、付属品を汚損または破壊しないこと。
- （3）貸出期間を遵守すること。
- （4）着ぐるみ返却時に、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- （5）着ぐるみは、第三者に転貸しないこと。
- （6）着ぐるみの使用について、別に定めた使用マニュアルを遵守して取り扱うこと。
- （7）第3条第4項に基づく条件が付された場合には、これに従って使用すること。

第8条（承諾の取消し）

借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は原則として承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責を負わない。

第9条（原状回復）

使用後は着ぐるみ頭部を拭き上げ、胴体・胴体中綿・手足のクリーニングを行い、借受期間中に、着ぐるみおよび着ぐるみケースを破壊した場合は、借受者の責任と負担により、修補を行い、原状に復さなければならない。

第10条（管理者の責任）

着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

第11条（補則）

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- ・この要領は、平成27年7月7日から施行する。
- ・禁煙推進キャラクター「すわんけん」・「すわんぬ」着ぐるみ貸出要領は、くまもと禁煙推進フォーラム世話人会において認証、作成した。
- ・この要領は、平成27年11月10日改訂した。

- ・この要領は、平成29年2月12日改訂した。